

## 住民税決定通知書（事業者用）へのマイナンバー記載に関する 神奈川県下の自治体調査の報告と今後の運動について

神奈川県保険医協会  
事務局主幹 知念 哲

今年5月中に自治体から事業者に送付される住民税額の決定通知書に、従業員のマイナンバーが記載される。一部マスコミが報じたことを受け、神奈川県保険医協会は神奈川県内の全市町村に質問状を送付。その結果、7割の自治体が「記載する」（予定含む）という驚愕の結果となった。

### 1. 自治体調査の概要報告

調査結果の詳細は P. 6 ~ 8 の通り。通知書にマイナンバーを「記載する」、「記載する予定」との回答は、合わせて23自治体（74.2%）。「記載しない」と回答した自治体はゼロだった。「記載する（予定含む）」と回答した自治体のコメントでは、「総務省令に従い、個人番号を記載する予定」、「番号法や地方税法、総務省の見解等に則して適切に対応する」など、法令順守を理由とする意見が大半を占めた。

同通知書の送付方法については、15自治体（48.4%）が「普通郵便（予定含む）」と回答。対象群を「記載する（予定含む）」と回答した23自治体に絞ると、「普通郵便（予定含む）」が13自治体（56.5%）、「簡易書留」が4自治体（17.4%）、「検討中」が5自治体（21.7%）となった。普通郵便での送付理由については、「総務省の見解」など、国の意向に従う意見があった。一方、「簡易書留」、「検討中」と回答した自治体では、「誤配送等のリスクに対応」、「特定記録郵便で送付できるよう予算要望している」など、慎重意見が見られた。

### 2. 問題点

事業者は同通知書に記された住民税額の給与天引きを6月から実施するが、その作業に従業員のマイナンバーは必要としない。無用なマイナンバーの通知は、事業者に更なる管理や責任を押し付けるばかりか、漏洩・流出の危険性を増大させる。また、年末調整時に勤務先へのマイナンバー提供を拒否した従業員にとっては、本人の承諾を得ないまま勝手に知らされることになる。これは、自治体であってもプライバシー権の侵害に他ならない。

自治体においては、同通知書がマイナンバー付きの「特定個人情報」である以上、通常の個人情報よりも厳しい規程や罰則のもと、厳重な保護対策が必要となる。同通知書を普通郵便で送付し、誤配や紛失などが起こった場合、自治体は事後対応や賠償金など過重な負担を背負うことになる。また、普通郵便でなく簡易書留で送付する場合、1通につきプラス310円の費用負担が生じる。誰にとってもメリットは皆無でリスクばかりが目立つ。まさに「百害あって一利なし」と言える。

### 3. 今後の運動提起

神奈川県保険医協会としては、県下各市町村の3月議会に向けて、①同通知書にマイナンバー記載をしないこと、②同通知書にマイナンバー記載欄を追加した総務省令の撤回を求める意見書を国に提出すること—の2点を求める陳情を提出する（文案は P. 9 ~ 10）。会員と会員医療機関の従業員に対しては、同趣旨の要望・意見を「市民の声」として、居住する市町村に送るよう、保険医新聞等で広く呼びかける。あわせて、友誼団体、関係団体等にも協力を要請していく。



## 自治体が住民税の税額通知書に記載、違憲の指摘も

### ——知らずに勤務先へ個人番号

2016年11月1日 6:23PM | カテゴリー：社会 |

企業や団体の従業員のうち住民税を天引き（特別徴収）されている全員の個人番号（マイナンバー）が、居住する市区町村から勝手に勤務先に「通知」されることが明らかになった。個人番号の提示を拒否している人の分も含まれる。本人の知らないところで個人番号が官から民に渡されることになり、憲法違反との指摘が出ている。

企業（事業者）は今年1年分の給与支払報告書を、来年1月末までに従業員が住む各市区町村に提出する。これを受けて市区町村は5月に、6月分以降の1年間の給与から天引きする住民税額を企業と従業員に通知する。そのうちの企業向け通知書に、従業員一人ひとりの個人番号欄が設けられる。

マイナンバー制度の運用開始に伴って、総務省が来年から地方税法施行規則で定める税額通知書の様式を変えるためだ。総務省は「多くの自治体から通知書を受け取る企業の利便性を考えて統一したい」として、この様式を使うよう市区町村を指導している。

税理士法人東京南部会計（大田区）が9～10月に東京23区に調査したところ、回答のあった21区のうち、検討中とした3区以外の18区が税額通知書に個人番号を記載する方針を示した。

同法人の佐伯正隆代表（税理士）らが特に問題視するのは、個人番号を提示しなかった従業員の分や、個人番号を収集していない企業の従業員の分も、市区町村が住基ネットで調べて記載する点だ。

「個人番号を収集する際には利用目的を本人に通知することが法律で定められていますが、この手続きを経ずに番号が勤務先に渡ることになりかねません。しかも従業員には、実際に自分の個人番号が勤務先に渡ったかどうかを知る術もありません」

浦野広明・立正大学客員教授（税法）は「従業員は勤務先への個人番号の提示を強制されず、本人の承諾を得ないまま個人番号を通知するのは、たとえ自治体であってもプライバシー権の侵害にあたり、憲法13条に違反する」と批判する。

個人番号を送り付けられる企業にとっても、管理の負担が増すことになる。佐伯代表に

よると、小規模・零細企業には個人番号を厳格に管理するだけの人員や費用、設備の余裕がないところが多い。管理しきれないと判断し、あえて従業員の個人番号を収集しない企業もあるのに、態勢を確認しないまま番号を知らせれば漏洩や流出の危険が増すだけという。

管理態勢を整えている企業であっても、郵送で来る税額通知書をマイナンバーの取扱担当者ではない社員が開封して個人番号を目にしてしまう可能性は高い。

#### 【自治体の負担膨大に】

市区町村の負担はより深刻だ。

総務省は税額通知書を従来通り普通郵便で送ることを認めており、紛失した場合の影響が懸念される。23区調査では6区が「簡易書留で送る」と回答したが、そうになると1通310円が余計にかかる。たとえば人口89万人の世田谷区は約8万通を発送しており、約2500万円の負担増になることもあって変更は難しいという。

「通知書の個人番号の部分に目隠しシールを貼る」といった対策を検討する区もあるが、その手間と経費は馬鹿にならず、「5月中に通知書を届けきれないかもしれない」との不安も漏れる。行政の効率化というマイナンバー制度の大きな狙いに明らかに逆行する事態と言える。

都内の市区町村の税務課長会は総務省に対し、当面は税額通知書に個人番号を記載しないことを認めるよう要望している。

総務省は「税分野が対象のマイナンバー制度を利用して事務を正確・円滑に進めるために、通知書の様式を改正した。収集しきれない個人番号については、税務当局と企業で共有することが、その目的にかなう。企業の管理態勢は整えてもらうしかない。通知書は電子データでも送信できるので、市区町村は活用してほしい」（市町村税課）と説明。通知書の様式や運用を見直すつもりはないとしており、混乱も予想される。

(小石勝朗・ジャーナリスト、10月21日号)

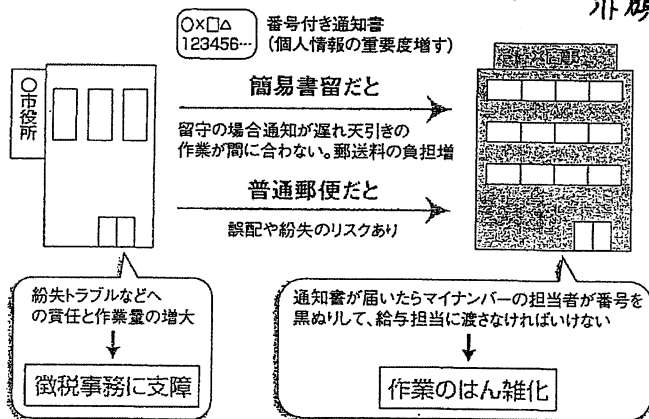
総務省は、来年5月に各事業者に郵送される市町村民税などの「特別徴収税額の決定通知書」に従業員のマイナンバーを記入するよう市区町村にすすめています。市区町村や事業者の負担増が懸念されており、東京都中野区では「情報漏えい等のリスク」などを理由に「通知書」にマイナンバーを記載しないことを決めました。(矢野昌弘)

## 税通知書にマイナンバー

# 情報漏えいリスク大

12/25 赤旗

リスクばかりの個人番号つき通知書



## 東京・中野区は不記載へ

各地方議会で中止の陳情も  
来月6月の給料から住民税を天引きするために、各市区町村は5月10日前後に事業者へ従業員の税額が記された「決定通知書」を郵送します。

これまで「通知書」には従業員の名前、住所、税額が記入されていますが、マイナンバー制度普及のために、総務省が書類の書式を変更。来年5月に使用される通知書にはマイナンバー記入欄が設けられました。

各地の地方議会で、番号の記載中止を求めて陳情する動きが始まっています。

郵送料の負担も  
中野区では、日本共産党の羽鳥だいすけ区議が11月区議会を取り上げました。区は11月30日、「通知書」に番号を記載しない方針を明らかにしました。

総務省は自治体向けの通知などで、番号を記載するよう指示しています。(11月4日付既報)

しかし「通知書」にマイナンバーを記載し、郵送することは、重大な個人情報の大漏えいが危ぶまれます。

各地の地方議会で、番号の記載中止を求めて陳情する動きが始まっています。

また、簡易書留の郵送では受取人が不在の場合、再配達となり、到着まで日数を要します。区の担当者は「事業者の話を聞くと、6月の給料日に徴収事務を間に合わせるには、5月中旬に届く必要がある。簡易書留では、届くのが遅れ、支障をきたすおそれがある。全国の自治体が同時期にいっせいに郵送することの影響も考慮した」といいます。

管理体制不十分  
「マイナンバー制度推進」という人でも通知書への番号記載は反対すべき大問題だ」と話すのは千葉県船橋市議会に通知書への番号記載の中止を求める陳情をした岡澤利昭税理士(67)です。

「多くの事業所ではマイナンバーの管理体制が極めて不十分なのが現実だ。住民税の天引きにマイナンバーは不要だし、普通郵便で送れば、ポストに置かれた間、番号が漏れる危険にさらされる。当初の制度設計にも反する危険な行為だ」と訴えます。東京・大田区議会でも請願が出されました。

今号のピックアップ

- 2面 <もしもし税経部>改正雇用保険法にご留意を
- 3面 国庫負担抑制、高齢者へ“集中”転嫁  
患者負担増ストップ署名に再度ご協力を
- 4面 ①【書評】『地域包括ケアと地域医療連携』  
②【歯科】『The個別指導』結果分析編3
- 5面 税通知書へのマイナンバー記載 自治体調査の結果

# 2017年度の社会保障費 自然増5千億円に抑制

## かかりつけ医以外受診での定額負担は持ち越し

政府は昨年12月22日、2017年度一般会計の当初予算案を閣議決定した。厚労省が要求した社会保障の伸び6千400億円は、高額療養費制度の見直しや、後期高齢者の保険料軽減特例の廃止といった医療・介護制度改革の着実な実行などにより5千億円まで圧縮。3月にも成立が見込まれている。

総額97.5兆円となった。このうち最大の伸びは、医療・介護制度改革(1千790億円)と、当初概算要求から1千400億円を圧縮した。2015年度に即し、16年度から3年間、社会保障費の伸びを毎年5千億円に抑える方針を順守。協会けんぽの保険料軽減特例の見直し(4億円)、▽後期高齢者の高額療養費の見直し(22億円)、▽介護給付金への総報酬割の導入(443億円)の導入による予算削減が織り込まれた。これらの改革は、予算指図だけで実施可能とされているものの他、介護の総報酬割など法改正を必要とするものについても、今国会で優先的に法案成立が図られる予定。

取りまとめ(下枠)では、これらの項目以外でも、▽かかりつけ医以外での外来受診で定額負担の導入、▽市販類似薬の保険外しについても検討が進められてきた。ただ、これらは医療界からの反発がとりわけ強く、結論が持ち越しになっている。

また、12月19日は厚労省と財務省の予算折衝が行われ、今後の議論では、病院内の外来受診について「選定療養による定額負担の対象見直し」を含めて検討、つけ医、および、市販類似

### 制度改革の概要(抜粋)

- ①高額療養費制度の見直し  
現役並み所得者：70歳未満の現役世代と同様に細分化し、同様の負担限度額を設定／一般区分：現役世代と同様に負担限度額を引き上げ。多数回該当を設定  
「外来上限特例」現役並み所得者：特例廃止／一般区分：制度を維持した上で上限額を引き上げる
- ②後期高齢者の保険料軽減特例の見直し  
「均等割」部分：段階的に本則戻す／「所得割」部分：本則に戻す／元被扶養者への軽減特例：段階的に解消
- ③65歳以上の療養病床入院患者の居住費(光熱水費)負担の引き上げ
- ④かかりつけ医以外での受診時定額負担の導入【→検討継続】
- ⑤市販類似薬の保険外し【→検討継続】

薬を巡る問題に際しても、18年度末までに必要な対応を取ることを合意した。

**18年度同時改定  
前厚労相「マイナ  
スはあり得ない」**

年末に向けて議論が本格化する18年度診療報酬・介護報酬同時改定について、自民党の田村前厚労相は、医療・介護・障害福祉のいずれもが「労働集約性の高い分野であり、マイナスイ改革はあり得ない」との認識を示した。来年度も社会保障費の伸び5千億円抑制が続く中で、診療報酬の本体プラス改定については、薬価改定に伴う財源をどれだけ回せるかが鍵になるとした。

### 杏林往来

2016年4月の点数改定で、小規模多機能施設への訪問診療に30日ルールという意味が登明の決まりが登場した。このルールは、自宅に訪問診療してから30日以内なら同施設に訪問診療しても、在医監督等が算定できるというものである。今まで通り24時間365日の対応を希望する高齢者やその家族は、30日以内に自宅に帰る必要がある。このようなルールを作った理由は、同施設は入所施設ではないので、訪問診療の対象ではない、ということであろう。同施設の利用者の中には、自宅での介護が困難なため、連泊している入居者が多い。中には自宅を処分して入居している人もおられる。中には「30日以内に自宅に帰る」という言葉が聞かれることがある。昨年4月からのように、先へマイナンバーの提供を拒否した従業員にとって、本人の承諾を得ないまま勝手に知らされることになる。これは、自治体であってもプライバシー権の侵害に他ならない。

また、年末調整時に勤務先へマイナンバーの提供を拒否した従業員にとって、本人の承諾を得ないまま勝手に知らされることになる。これは、自治体であってもプライバシー権の侵害に他ならない。

更には、機微性の高いマイナンバーが記された同通知書を普通郵便で発送するなどの、個人情報保護の意識の希薄さを疑うばかりか、地域住民の信頼を損なう行為だ。

協会は現在、県下全市町村に同通知書にマイナンバーを記載しないよう求める陳情を提出する準備を進めている。会員の先生方もスタッフと協同して、同趣旨の意見・要望を居住する市町村に上げていただきたい。(MS)

## 県内7割の自治体が記載 税通知書にマイナンバー

### 協会の調査で判明

今年5月中旬に自治体から事業者へ送付される「住民税額決定通知書(事業者用)」に、従業員のマイナンバーが記載される。一部のマスコミが報じたことを受け、協会が県内全市町村に質問したところ、7割の自治体が「記載する」「記載予定」という、驚愕の事実が明らかになった(5面)。個人情報の漏洩・流出リスクの増大、自治体によるプライバシー権侵害など、多くの問題をばらむ。事業者は例年、年末調整の際に従業員から収集した「給与支払報告書」を作成し、当該従業員が居住する市町村に提出する。市町村は、この報告書に基づき当該従業員が住民税を算出。事業者へ住民税額を記した「決定通知書(事業者用)」を郵送する。

総務省は2017年度分の同通知書に、従業員のマイナンバー記載を「全肯定」。自治体のうち6割が普通郵便で送付する意向を返している。

前述の自治体情報では、マイナンバーを記載された同通知書を普通郵便で発送する意向を返している自治体は、個人情報を保護する意識の希薄さを疑うばかりか、地域住民の信頼を損なう行為だ。

協会は現在、県下全市町村に同通知書にマイナンバーを記載しないよう求める陳情を提出する準備を進めている。会員の先生方もスタッフと協同して、同趣旨の意見・要望を居住する市町村に上げていただきたい。(MS)

### マイナンバーの記載は 自治体による人権侵害 中止求める陳情提出へ

事業者は同通知書に記された住民税額の給与天引きを6月から実施するが、その作業は従業員のマイナンバーを必要とし、無用なマイナンバーの通知は、

## 「窓口負担“ゼロの会”」へのご賛同を

神奈川県保険医協会会員数 (1月20日現在)

6,148名 医科:3,722名 歯科:2,426名

※協会未入会の方をご紹介ください。ご連絡は、協会組織部まで、

しい医療.com~神奈川県保険医協会ホームページ~  
http://iiriyou.com/

**神奈川県  
保険医新聞**

発行所 神奈川県保険医協会 〒221-0835 横浜市中区磯子区磯子2-20-7 (757ブिल्ディング3階)  
電話045-313-2111(代表) FAX045-313-2113 横浜中央郵便局私書箱第319号  
購読料 一般300円(会員の購読料は会費に含まれています) 発行人 加藤川 宇

**JOY会第3回研究会を開催  
女性医師・歯科医師のための介護トーク**

JOY会(女性医師・歯科医師の会)は12月15日、「女性医師・歯科医師のための介護トーク」をテーマに第3回研究会を協会会議室で開催。汐田総合病院副院長の宮澤由美氏が講師を務め、15名が参加した。

講演では、日本の超高齢社会や介護現場の現状について解説。また、家族を介護する際の介護事業所の選び方から、介護度の認定を受ける際の医師の意見書作成についてまで、家族、医療者それぞれの立場からの介護の関わり方について盛んな意見交換が行われた。

最後に、JOY会代表世話人の井上恵美氏より、今後のJOY会活動への参加協力が呼び掛けられた。

講師の宮澤由美氏

総額97.5兆円となった。このうち最大の伸びは、医療・介護制度改革(1千790億円)と、当初概算要求から1千400億円を圧縮した。2015年度に即し、16年度から3年間、社会保障費の伸びを毎年5千億円に抑える方針を順守。協会けんぽの保険料軽減特例の見直し(4億円)、▽後期高齢者の高額療養費の見直し(22億円)、▽介護給付金への総報酬割の導入(443億円)の導入による予算削減が織り込まれた。これらの改革は、予算指図だけで実施可能とされているものの他、介護の総報酬割など法改正を必要とするものについても、今国会で優先的に法案成立が図られる予定。

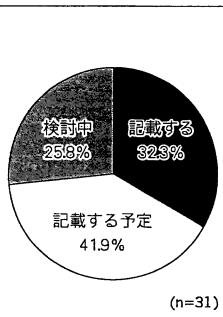
表：各自自治体の回答結果

市町村	①住民税決定通知書へのマイナンバー記載	②送付方法
横浜市	検討中	検討中
川崎市	-	-
相模原市	記載	検討中
横須賀市	検討中	普通郵便
平塚市	記載	普通郵便
鎌倉市	-	-
藤沢市	検討中	検討中
小田原市	記載	簡易書留(検討中)
茅ヶ崎市	検討中	検討中
逗子市	検討中	検討中
三浦市	記載	普通郵便(予定)
秦野市	記載(予定)	検討中
厚木市	記載	簡易書留(検討中)
大和市	記載(予定)	普通郵便(予定)
伊勢原市	記載(予定)	簡易書留(検討中)
海老名市	記載(予定)	普通郵便(予定)
座間市	記載(予定)	普通郵便(予定)
南足柄市	記載(予定)	普通郵便(予定)
綾瀬市	記載	検討中
葉山町	記載	普通郵便(予定)
寒川町	検討中	検討中
大磯町	記載(予定)	普通郵便(予定)
二宮町	検討中	普通郵便(予定)
中井町	記載(予定)	普通郵便(予定)
大井町	記載	未定
松田町	記載(予定)	検討中
山北町	記載	普通郵便(予定)
開成町	記載(予定)	普通郵便(予定)
箱根町	記載(予定)	簡易書留(予定)
真鶴町	記載	普通郵便
湯河原町	記載(予定)	普通郵便(予定)
愛川町	検討中	検討中
清川村	記載(予定)	検討中

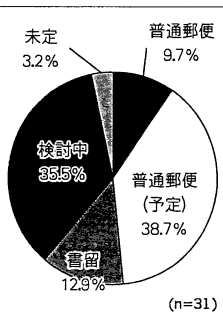
実施：神奈川県保険医協会・医療情報部  
 実施期間：2016年12月12日～12月27日  
 調査対象：県内33市町村  
 調査方法：郵送による質問状・回答用紙の送付、郵送・FAXによる返信  
 結果：回答31市町村（回答率93.9%）

図1：回答結果（集計）

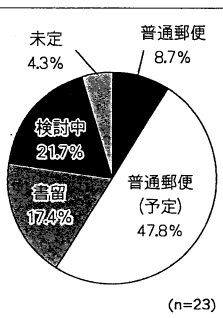
①通知書へのマイナンバー記載



②送付方法



③「①」で「記載する」、「記載する予定」と回答した群の送付方法



### マイナンバー

# 住民税決定通知書への番号記載に関する自治体調査 記載理由は「法令順守」が大半 送付方法には慎重姿勢も

医療情報部は昨年末、自治体が事業者に送付する「住民税決定通知書（事業用）」へのマイナンバー記載について、県内33市町村に質問状を送付。31市町村への回答があった（左表）一面参照。

「記載する」と回答した自治体は25.8%、「記載する予定」と回答した自治体は41.9%、「検討中」と回答した自治体は25.8%であった。自治体の中には、「普通郵便」が大半を占めた。一方で、「普通郵便」が大半を占めた。一方で、「普通郵便」が大半を占めた。

「記載する」と回答した自治体は25.8%、「記載する予定」と回答した自治体は41.9%、「検討中」と回答した自治体は25.8%であった。自治体の中には、「普通郵便」が大半を占めた。一方で、「普通郵便」が大半を占めた。

「記載する」と回答した自治体は25.8%、「記載する予定」と回答した自治体は41.9%、「検討中」と回答した自治体は25.8%であった。自治体の中には、「普通郵便」が大半を占めた。一方で、「普通郵便」が大半を占めた。

「記載する」と回答した自治体は25.8%、「記載する予定」と回答した自治体は41.9%、「検討中」と回答した自治体は25.8%であった。自治体の中には、「普通郵便」が大半を占めた。一方で、「普通郵便」が大半を占めた。

「記載する」と回答した自治体は25.8%、「記載する予定」と回答した自治体は41.9%、「検討中」と回答した自治体は25.8%であった。自治体の中には、「普通郵便」が大半を占めた。一方で、「普通郵便」が大半を占めた。

「記載する」と回答した自治体は25.8%、「記載する予定」と回答した自治体は41.9%、「検討中」と回答した自治体は25.8%であった。自治体の中には、「普通郵便」が大半を占めた。一方で、「普通郵便」が大半を占めた。

図2：誰にとっても「百害あって一利なし」のイメージ

**リスクばかりのマイナンバー付き住民税決定通知書**

〇〇市役所

住民税決定通知書(事業者用)

送付

マイナンバーが記載される場合、特段の個人情報保護対策が必要

- 普通郵便の場合… ⇒誤配や紛失のリスク増大
- 簡易書留の場合… ⇒郵送料の負担増

誤配や紛失などトラブルへの対応  
⇒実務量などの増大  
⇒徴税事務に支障?

▲▲クリニック勤務の看護師

自分の意思で提供拒否

- 提供するか否かは個人の「任意」
- 提供しないことでの罰則、不利益なし

提供拒否した従業員等のマイナンバーが通知され、管理など実務対応  
⇒実務・負担・責任の強要

自治体が勤務先に勝手に自分のマイナンバーを知らせる  
⇒プライバシー権の侵害

【例文 従業員向け】  
 XX市が職場に送付する「住民税の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に、2017年度分から個人番号を記載すると聞きました。  
 私の意思に関わらず、自治体が私の個人番号を職場に勝手に知らせることは、プライバシーの侵害に他ならないと思います。また、住民税の給与天引きに個人番号は必要ないと思えます。無用な個人番号の通知は漏洩・流出のリスクを高めるだけです。  
 以上の理由から、通知書に個人番号を記載しないでください。

自治体回答（コメント）一覧：

市町村	①番号記載	②送付方法	コメント
横浜市	検討中	検討中	検討中
川崎市	—	—	未回答
相模原市	記載	検討中	住民税の通知等への個人番号の記載については、平成 27 年 12 月総務省自治税務局「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」の通り。現段階では特定記録郵便にて送付できるよう予算要望しておりますが、今後予算査定の結果や他自治体の動向等を勘案した中で普通郵便での送付もある。
横須賀市	検討中	普通郵便	検討中
平塚市	記載	普通郵便	納税通知書には個人番号を当面記載しないことになっております。よって、納税者本人に渡る「給与所得に係る特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」には個人番号は記載されませんが、事業主宛となる「給与所得に係る特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」には個人番号を記載することになっているため、記載はされる。
鎌倉市	—	—	未回答
藤沢市	検討中	検討中	検討中
小田原市	記載	簡易書留（検討中）	個人宛ての通知には個人番号は記載されない扱いとなっている。事業主に対する通知書には個人番号を記載することが法で定められている。
茅ヶ崎市	検討中	検討中	検討中
逗子市	検討中	検討中	平成 29 年度の特別徴収税額決定・変更通知書に個人番号を記載する取扱いについては現在検討中です。
三浦市	記載	普通郵便（予定）	個人番号等の記載については、地方税法等に定められているものについては法令に基づき記載していく方針です。また、個人番号の取り扱いについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき適正に取り扱いを行います。特別徴収義務者用については、地方税法施行規則様式において、個人番号記載欄が設けられています。また、総務省からの通知等でも一貫して個人番号を記載することとされていますので、本市においては法令に基づき、従業員の個人番号を記載する予定です。地方税法上、特に送達方法の規定がされていないことや、総務省の見解において簡易書留や特定記録郵便での送付を想定していないことから、普通郵便での送付を行う予定。
秦野市	記載（予定）	検討中	法的に個人番号の記載が必要なものについては、適切な事務処理を行ってまいります。
厚木市	記載	簡易書留（検討中）	法令を遵守し、個人番号を取り扱うこととしてます。特別徴収義務者用については、地方税法施行規則により様式が規定されており、当該規定において個人番号を記載することとされております。本市としましては、法令を遵守し、今後も国の動向を注視してまいります。
大和市	記載（予定）	普通郵便（予定）	住民税に関する通知で個人番号を記載するのが下記 2 とする予定であり（地方税法施行規則に基づき）、番号法に定める範囲で適切に個人番号を取扱います。
伊勢原市	記載（予定）	簡易書留（検討中）	地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 91 号）に従い、個人番号を記載する予定。
海老名市	記載（予定）	普通郵便（予定）	総務省の見解どおり、特別徴収義務者用税額決定通知書にマイナンバーを記載した上で発送する予定です（納税義務者用税額決定通知書及び普通徴収納税通知書については、総務省より記載が必要とはなっていないため、対象外です。



座間市	記載 (予定)	普通郵便 (予定)	個人住民税における当市の個人番号の表示については、平成27年10月2日付け総務省通知「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」の方針に従い取り扱う予定です。
南足柄市	記載 (予定)	普通郵便 (予定)	法令に基づき個人住民税関係のうち、特別徴収義務者用に個人番号を記載する予定です。
綾瀬市	記載	検討中	総務省が示しているとおりに取扱います。送付方法については普通郵便以外に簡易書留も検討。
葉山町	記載	普通郵便 (予定)	住民税の通知においては「特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」のみ個人番号を記載する。記載方法については検討中。
寒川町	検討中	検討中	検討中
大磯町	記載 (予定)	普通郵便 (予定)	法令・省令に沿って、住民税の通知に個人番号を記載する必要があると考えています。
二宮町	検討中	普通郵便 (予定)	法律に基づき適切に取扱いを行います。
中井町	記載 (予定)	普通郵便 (予定)	総務省で定めている様式については関係法令に基づき個人番号を記載する予定です。
大井町	記載	未定	国の指導に基づき対応いたします。
松田町	記載 (予定)	検討中	法令等の規定により取扱う。特別徴収義務者用には個人番号が特定できない場合を除き、記載する予定です。
山北町	記載	普通郵便 (予定)	地方自治法第245条の4(技術的な助言(総務省))に基づき、行政事務を行うにあたり適切に個人番号を取扱います。
開成町	記載 (予定)	普通郵便 (予定)	番号法や地方税法、総務省の見解等に則して適切に対応していきたいと考えています。特別徴収義務者用については、関係法令及び総務省の見解に従い、適切に記載する予定です。
箱根町	記載 (予定)	簡易書留 (予定)	個人番号(マイナンバー)の記載を想定している住民税に係る通知は、今の所「特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」のみです。特別徴収義務者用の取扱いについては、総務省が定め、各自自治体に遵守を要請する所である省令様式に基づき、マイナンバーを記載する予定です。通知書は誤配送等のリスクに対応するため、書留での郵送を予定しております。
真鶴町	記載	普通郵便	特別徴収義務者への特別徴収税額決定・変更通知書へは個人番号を記載いたします。納税義務者への特別徴収税額決定・変更通知書及び普通徴収の納税通知書へは個人番号は記載いたしません。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第1項に基づき特別徴収義務者へ個人番号を提供いたします。また、総務省の見解及び地方税法施行規則第2条第1項(第3号様式)にマイナンバー記載欄が設けられていることから、個人番号を記載いたします。国より郵送方法は特定されていないことから、他の納税通知書同様に普通郵便で送付いたします。
湯河原町	記載 (予定)	普通郵便 (予定)	納税通知書や特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)には個人番号を記載しません。
愛川町	検討中	検討中	検討中
清川村	記載 (予定)	検討中	



# 陳 情 書 (案)

平成29年 月 日

◎◎議会議長

◎◎ ◎◎ 殿

## 【陳情者】

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2

TS プラザビルディング 2階

神奈川県保険医協会

理事長 森 壽生

## 【件名】

平成29年度からの特別徴収額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件についての陳情

## 【陳情項目】

1. 平成29年度からの「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に、受給者の個人番号を記載しないこと。
2. 上記通知書に個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回を求める旨の意見書を国に提出すること。

## 【陳情の理由・経緯等】

マイナンバー制度は2016年1月より運用が開始されていますが、制度が広く浸透しているとは言い難く、また相次ぐシステム障害などにより、実施状況は国の当初想定とは大きく異なっています。昨年末の個人番号カード申請数が国民の1割にも満たないという事実は、そのことを端的に示しています。

我々開業保険医にとっては、中小規模の事業者（個人番号関係事務実施者）の皆様と同じく、マイナンバー制度の運用において、従業員等からの個人番号収集はもとより、個人情報保護委員会の厳格な取扱いガイドラインを順守することも経費や実務の負担などから実施が極めて難しい状況です。また、事業者にとってこの制度の利便性は皆無で、過度な負担や責任を強要されているに過ぎず、「できればやりたくない」というのが本音です。従業員からは個人情報の漏洩・流出に対する懸念の声を多く聞きますし、それを理由に番号提供を拒否する者も少なくありません。これが事業者や住民の実態・実感であるということを、まずご理解いただきたいと思えます。

こうした中、総務省令第91号により、平成29年度からの「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（以下：「同通知書」）に受給者（従業員）の個人番号を記載する欄が設けられ、各自治体が一斉に個人番号を記載した同通知書を発送する可能性があるとの報道を目にしました。これを受けて、

当会が昨年末に神奈川県内の全33市町村に質問したところ（回答：31市町村）、「記載する」「記載する予定」が7割、そのうちの6割が同通知書を普通郵便で発送するという、驚愕の事実が明らかになりました。

事業者が行う住民税の給与天引きに個人番号は一切必要ありません。無用な個人番号通知は、事業者に更なる負担と責任を押し付けるばかりか、漏洩・流出の危険性を増大させることに繋がります。また、年末調整の際に勤務先への番号提供を拒否した従業員にとっては、本人の承諾を得ないまま勝手に知らされることとなります。これは、自治体であってもプライバシー権の侵害に当たると考えます。普通郵便で発送するなど、もってのほかです。機微性の高い特定個人情報の保護意識の希薄さを疑うばかりか、地域住民の信頼を損なう行為です。

マイナンバー制度の運営については、国税庁が「各種提出書類に個人番号の記載がない場合でも書類を受理する」と、柔軟な姿勢を示しています。また、昨年の税制改正により、個人番号を記載する税務関係書類は限定され、付随的な税務書類への記載は不要となりました。医療保険の分野では、厚生労働省が医療保険者に対し、本人（被保険者）や事業者を介さず、住基ネットを用いて地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得する方法を推奨しています。これらは、個人番号が人目に触れる機会を物理的に少なくするという、漏洩・流出対策として妥当な対応だと思います。

こうした潮流の中、同通知書による自治体からの一方的な番号通知は、逆行した対応だと言わざるを得ません。

以上、同通知書に個人番号を記載することは、事業者、従業員、自治体にとって何のメリットもありません。あるのは個人情報の漏洩・流出の危険性の増大とプライバシー侵害、事業者や自治体の負担増です。

県外に目を向ければ、すでに個人番号を記載しないと決めている自治体もあります。東京都中野区は、▼普通郵便での送付は漏洩のリスクがあること、▼簡易書留での送付は約1200万円の負担増になること、などを理由に、個人番号を記載しない方針を明らかにしています。

◎◎市におかれましても、ただ法令・省令を硬直的に運用するのではなく、地域住民や事業者の安心・安全を最優先に考えていただき、同通知書への受給者（従業員）の個人番号を記載しないよう求めます。また、地方自治法第99条の規定により、同通知書に個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回を求める意見書を国へ提出していただきますよう陳情いたします。

以上

## 居住する市町村への要望・意見

### 【従業員・個人向け 例文】

市が職場に送付する「給与所得等に係る住民税 特別徴収額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に、2017年度分から個人番号を記載する欄が設けられたと聞きました。

私は、個人情報の流出や漏洩の不安などを理由に、職場に個人番号を提供していません。同通知書によって、私の意思に関わらず、市から私の個人番号が職場に知られることは、プライバシーの侵害に他ならないと思います。また、住民税の給与天引きに個人番号は必要ないと聞いています。無用な個人番号の通知は漏洩・流出のリスクを高めるだけです。

以上の理由から、同通知書に受給者（従業員）の個人番号を記載しないよう要望します。

### 【事業者向け 例文】

市が事業者に送付する「給与所得等に係る住民税 特別徴収額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に、2017年度分から従業員の個人番号を記載する欄が設けられたと聞きました。

私たち小規模の事業者は「個人番号関係事務実施者」という役割を一方的に押し付けられながらも、従業員に個人番号の提供を求め、個人番号の保管・管理・漏洩対策などに努めています。しかし、ハードルの高いガイドラインを遵守することは、正直難しいのが実態です。また、従業員の中には、個人情報の流出や漏洩の不安などを理由に、個人番号の提供を拒否する者もいます。

そうした中、同通知書によって市から従業員の個人番号が通知されうことは、従業員にとってはプライバシーの侵害に他ならないと思います。また、私たち事業者にとっても、住民税の給与天引きに個人番号は必要なく、個人番号の保管・管理・漏洩対策の実務を一方的に強要させられているに過ぎません。更には、同通知書を普通郵便で送付する可能性があるという話も聞いています。誤配送やポスト荒らしなどによる紛失によって、漏洩や流失事故が起こった場合、市として責任をとっていただけるのでしょうか。あらゆる面から考えても、余りにもリスクが高いと思います。

以上の理由から、同通知書に受給者（従業員）の個人番号を記載しないよう要望します。

(参考) 神奈川県下市町村議会 市民からの意見広聴の窓口

市町村	名称	担当課	連絡先
横浜市	市民からの提案	横浜市市民局広聴相談課	045-671-2334
川崎市	市長への手紙	川崎市総務企画局都市政策部企画調整課(市民との対話担当)	044-200-2148
相模原市	わたしの提案	広聴広報課(広聴班)	042-769-8299
横須賀市	市政へのご意見・ご提案	市民部市民生活課	046-822-8114
平塚市	私の提案(市へのご意見・ご提案)	市民情報・相談課(広聴・相談担当／情報公開担当)	0463-21-8764
鎌倉市	わたしの提案	経営企画部市民相談課市民相談担当	0467-61-3864
藤沢市	わたしの意見・提案箱	市民自治部市民相談情報課広聴・相談担当	0466-25-1111
小田原市	市長への手紙	市長への手紙	0465-33-1300
茅ヶ崎市	わたしの提案／市長への手紙	市民安全部 市民相談課 市民相談担当	0467-82-1111
逗子市	市への提案(市長への手紙)	秘書広報課広報係	046-872-8139
三浦市	目安箱	政策部市長室	046-882-1111
秦野市	わたしの提案	市長公室広報課広報広聴担当	0463-82-5128
厚木市	わたしの提案	広報戦略課 広聴係	046-223-1511
大和市	市長への手紙	市長室 広報広聴課 広聴担当	046-260-5124
伊勢原市	わたしの提案	企画部 広報広聴課広報広聴係	0463-94-4711
海老名市	市長への手紙	市民協働部 地域づくり課	046-235-4793
座間市	市長への提案	広聴人権課 広聴相談係	046(252)8146
南足柄市	市長への手紙	秘書広報課 広報広聴班	0465-73-8003
綾瀬市	わたしの提案	市民子ども部 市民課 広聴相談担当	0467-70-5605
葉山町	町への提案	政策課	046-876-1111
寒川町	わたしの提案(町長への手紙)	町民窓口課町民相談担当	0467-74-1111
大磯町	平成目安箱	政策総務部 政策課 広報情報係	0463-61-4100
二宮町	町への提案・問い合わせ	地域政策課 広報統計班?	0463-71-3311
中井町	わたしの提案	企画課 政策班	0465-81-1112
大井町	わたしの提案・意見	町民課	0465-85-5004
松田町	町民の声		0465-83-1221
山北町	お問い合わせ	企画政策課 企画班?	0465-75-1122
開成町	開成町役場へのお問い合わせ		0465-83-2331
箱根町	町への意見・提案	企画観光部/企画課	0460-85-9560
真鶴町			0465-68-1131
湯河原町	町長への手紙	秘書広報室	0465-63-2111
愛川町	わたしの提案	総務課 広報広聴班	046-285-2111
清川村	村長への手紙 ~わたしの提案~	総務課	046-288-1212